

# 令和4年 第19回総務経済常任委員会会議録

令和4年12月12日 議員控室

## ○事 件

所管課報告事項

- (1) 二海サーモン幼魚の種苗生産施設から熊石漁港いけすへの放流について  
(サーモン推進室)
- (2) 二海サーモン種卵の種苗生産施設への搬入について (サーモン推進室)
- (3) 北海道二海サーモンフェア (函館) の実施について (サーモン推進室)
- (4) 平田内泉源13号井戸の坑井障害の発生について (産業課)
- (5) 旧すまいる熊石施設取得 (購入) 事業概要について (地域振興課)
- (6) 奨学金償還支援事業の廃止 (担い手確保及び定住促進事業の一本化) について  
(商工観光労政課)
- (7) 個人情報保護に関する法律の改正に伴う対応について (総務課)

## ○出席委員 (8名)

委員長	安 藤 辰 行 君	副委員長	牧 野 仁 君
	横 田 喜世志 君		大久保 建 一 君
	関 口 正 博 君		宮 本 雅 晴 君
	倉 地 清 子 君		三 澤 公 雄 君

## ○欠席委員 (0名)

## ○出席委員外議員 (5名)

議長	千 葉 隆 君	副議長	黒 島 竹 満 君
	佐 藤 智 子 君		斎 藤 實 君
	能登谷 正 人 君		

## ○出席説明員 (16名)

サーモン推進室長	田 村 敏 哉 君	サーモン推進室次長	多 田 玲央奈 君
推進係長	松 田 力 君	産業課長	吉 田 一 久 君
水産課長	田 村 春 夫 君	商工観光労政課長	井 口 貴 光 君
商工観光労働係長	桜 井 則 夫 君	農林係	川 道 裕 次 君
地域振興課長	野 口 義 人 君	まちづくり推進係長	佐々木 直 樹 君
住民サービス課長	北 川 正 敏 君	商工観光係長	南 川 隆 雄 君
労政係長	渡 辺 直 樹 君	総務課長	竹 内 友 身 君
総務課長補佐	相 木 英 典 君	総務係長	手 塚 秀 峰 君

## ○出席事務局職員

事務局長	三 澤 聡 君	事務局次長	成 田 真 介 君
------	---------	-------	-----------

[開会 午前10時01分]

### ◎ 開会・委員長挨拶

○委員長（安藤辰行君） おはようございます。総務経済常任委員会を開催いたします。  
委員長挨拶ということで、今日は大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

### 【サーモン推進室・産業課職員入室】

### ◎ 所管課報告事項

○委員長（安藤辰行君） それでは早速事件に入らせていただきます。  
1から3までサーモン養殖事業についてですので、通して、サーモン推進室からよろしく  
お願いいたします。  
○サーモン推進室長（田村敏哉君） 委員長、サーモン推進室長。  
○委員長（安藤辰行君） サーモン推進室長。  
○サーモン推進室長（田村敏哉君） 今回ご報告させていただく前に、10月1日付でサー  
モン推進室に1名増員になっておりますので、ご挨拶させていただきます。

#### （人事異動挨拶）

○サーモン推進室長（田村敏哉君） それでは引き続きまして、資料に基づきまして、ご報  
告させていただきます。

サーモン養殖推進事業の進捗状況についてでございます。まず一つ目、二海サーモン幼魚  
の種苗生産施設から、熊石漁港の生簀への放流についてでございます。資料1になります。  
令和4年11月15日から16日にかけて、熊石サーモン種苗生産施設で育成した二海サー  
モンの幼魚、1尾当たり約730gを熊石漁港において12時間、海水に馴らしたうえで、漁港  
内の20m円形海面生簀2基に各5,000尾ずつ、計1万尾を放流し、海面養殖を開始しまし  
た。海面養殖している二海サーモンは、1尾当たり3kg超を目指し、令和5年5月頃に水揚  
げする予定で、水揚げ量は27tから30tを想定しております。

下のほうに画像を添付しておりますが、熊石のサーモン種苗生産施設から、育成した約  
730gの幼魚をフィッシュポンプで吸い上げ、それを熊石漁港に運びまして、それで淡水で  
育ってる魚なものですから、それを12時間かけて海水に馴らして、それから20mの円形生  
簀に入れております。この馴致といいますか、淡水を海水に馴らすのを馴致といいます  
が、この海水に馴らす時間が12時間で、丁寧にやりましたが、この12時間というものが  
適切かどうかを一つの今後の課題になっておりますので、一部ですね、ここには書いていま  
せんが、小さな生簀のほうに1,300尾ほど、6時間、半分の時間で海水に馴らしたものを含  
めて今回やらせていただいております。今後、5月までにどういった成長をたどるかとい  
うのを見ながら、これから確認して、何が適切かを出していきたいと考えております。これが  
資料1のご説明でございます。

次に資料2、二海サーモン種卵の種苗生産施設への搬入についてでございます。これ提出  
するときは令和4年12月9日金曜日に卵を入れる予定でしたが、一日ずれて、令和4年12  
月10日土曜日の午前11時頃に入りました。

初めて二海サーモンの種卵、発眼卵 10 万粒を熊石サーモン種苗生産施設へ搬入いたしました。概ねですね、1 週間から 10 日ほどで、この卵からふ化しまして、約 1 年かけて稚魚から幼魚に約 600 g から 700 g くらいの幼魚に育成いたしました。令和 5 年 11 月頃、熊石サーモン種苗生産施設から熊石漁港の海面養殖生簀に放流する予定であります。令和 5 年のサーモン種苗の生産尾数は約 3 万尾、10 万粒をまず卵として入れますが、その後に成長の良いものを選抜して行って、水の量が限られていますので、水利権を得られている量が限られていますので、水の量に応じてほしい適切なのは 3 万尾が 600 g から 700 g に育てられるとなっておりますので、間引きをして行って 3 万尾の幼魚を育成して海面生簀に入れる。来年 11 月頃に入れる予定であります。これが二つ目のご報告でございます。

それで資料 3 の三つ目のご報告でございます。資料三つ目につきましては、北海道二海サーモンフェア in ラビスタ函館ベイというところで、昨日、日曜日、12 月 11 日日曜日からですね、ラビスタ函館ベイというホテルで、北海道二海サーモンを使用したフェアを開催していただいております。2 枚目にチラシを付けていますが、クリスマスサーモンということで、北海道二海サーモンを使用した、中華料理 3 品、洋食が 3 品ということで計 6 品を二海サーモンのシェフの方に作製していただいて、ディナーとして提供させていただいております。

期間はですね、昨日 12 月 11 日、日曜日から 12 月 25 日、日曜日で、営業時間が 17 時 30 分から 21 時までとなっております。これにあわせまして、二海サーモンフェアということなんですけれども、函館ベイのご宿泊の皆様方ですね、このチラシとともにですね、不二家のミルクキーの赤い小箱を一つ入れるのと、ふるさと納税のパフレットも入れさせていただいて、今回は二海サーモンフェアということなんですけど、当然、八雲町の PR とあわせて、八雲町へのふるさと納税のお願いも一緒にさせていただくということで、今回フェアを、2 週間ちょっと 15 日間させていただくことになっております。ラビスタ函館ベイ、全部で 335 室ありますが、ほぼ満室ということですので、少しでもこれを機に●●効果があつて、二海サーモンを知っていただく機会になればいいと思います。私からのご報告は以上でございます。

○委員長（安藤辰行君） ありがとうございます。質問は資料 1、2、3 と指定していただきたいと思っておりますので。何か質問はございませんか。

○委員（三澤公雄君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 三澤君。

○委員（三澤公雄君） 資料 1 のほうで、12 時間、海水で馴致した、6 時間の場合も用意したといたしましたが、この時間内で変調をきたした個体はいなかったの。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○委員長（安藤辰行君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） 先ほどの説明のとおり、20m の円形型生簀、今年また新たに 1 基整備しまして、全部で 2 基ございます。それとあわせて試験当初 10m の鋼管枠生簀も、それで初めて試験のほうを開始したんですが、今年の一部 10m の鋼管枠生簀を使いまして、そちらのほうに 1,300 尾入れました。それで 20m の円形生簀のほうは、これまでずっと 12 時間の海水馴致ということで、従来どおりの方法で 20m のほうに入れましたが、先ほど言いました、6 時間の馴致のほうは鋼管枠の小さい生簀のほうに 6 時間試してみようという

ことで入れました。これまでの15日から馴致して生簀に入れたわけですが、12月7日現在まで、どういった差があるのかを注視しているところです。

実際に、今のところですね、誤差の範囲だと思えますが、死んだ魚の数、それを見ますと20mの円形生簀、こちらが12時間の従来どおりの馴致は、だいたい2.8から2.9%程度の個体が死んでおります。一方の10m、短い馴致の6時間馴致のほうですと、1ポイントほど高くて、3.9%ほどの魚が死んでおります。まだこれについては、時間的に大した時間が経っていないという状況でございますので、誤差の範囲かわかりませんが、この後、定期的に個体の成長調査、どの程度大きくなっているのかを注視しながら行きたいと思っています。

ただ、この馴致の時間については、どこの試験場でもこれが正しいというものを示しておりません。今まで12時間というのもこれまでご協力いただいた企業さんのほうでやってきた経験則に基づく時間でやっていますので、実際にどれが正しいのか、これらを見極めるためにも半分の時間でやってみた、というのが現状でございますので、これらが今後、成長あるいは生残等に影響等がなければ、時間を短くすることによって作業の効率が上げられますので、いろいろとこの辺について注視していきたいと思っております。

○委員（三澤公雄君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 三澤君。

○委員（三澤公雄君） 確かに作業効率を上げるという意味で半分の時間っていう実験の仕方は興味を持って聞きました。でもその、いわゆる魚体に対するダメージの大きさ、そのあとの要するに生残率を実験すると考えたら、逆に18時間とか24時間とかというものが必要なかなと思ったんだけど、資料2で10万尾は3万尾まで選抜してしまうって、これ水槽の容量が限られているからということだけれども、さっき言った生残率を上げることが僕は一番経済的な効率では意味があることだと思うんですね、作業効率という意味で。だから容量が限られているので、そっちの実験はすることを意味を持たないということで却下したのかもしれないけれども、経済的なことを考えた場合に、生残率が高まるかどうかという意味では、逆の実験が僕はどうしても必要になるんじゃないかと思うんですけども、いかがなものでしょうか。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○委員長（安藤辰行君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） 三澤委員がおっしゃるとおりのことだと思います。実際に本州のほうの水産試験場のほうでも、要は3日間ですとか、1週間ですとか、そういったかたちで海水馴致をしたような記録がございます。一般的には長く、馴らす時間を長めにとったほうが、生残率はいいんだよということは出ていますが、実際に海面に投入する時期というのは11月の中旬、これは海水温が15度を下回る時期であります。そういった実施する時期などを考えた場合ですとか、あるいは今回、水槽の中に海水を直接投入するような方式の馴致を行いました。そういった馴致の方法などを考えたときに、長く時間をとってやるというのは、やはりかなり物理的にも労力的にも相当な手間がかかるということもございましたので。ただしこれまで過去3か年の試験の中で12時間馴致で十分な生残率も得られていますし、成長も得られていることからすれば、長くするよりは、短くして効率良く回したほうがいいのではないかとということで、今回、短めにして試験をしたということでご理解をいただきたいと思えます。

○委員（三澤公雄君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 三澤君。

○委員（三澤公雄君） わかりました。理解しました。あとね、僕ちょっと全体像、忘れちゃってるからちょっと聞くんだけど、資料2のことで聞きます。10万尾から3万尾に選抜するんだけど、これはこのあと、いわゆる生産ライン、企業化に進んだときも3万尾の幼魚を徐々に大きくするサイズの商売のサイクルしか作れないの。それともこの幼魚の生簀はもっともっと拡大していくということが想定されているのか、どうなんですか。

○サーモン推進室長（田村敏哉君） 委員長、サーモン推進室長。

○委員長（安藤辰行君） サーモン推進室長。

○サーモン推進室長（田村敏哉君） 今、10万粒というのが一つの単位として、販売単位になっています。本来であれば種苗生産施設にある程度の容量があって、それを育成できる水を、川水あるいは地下水を得られるのであれば10万粒というのを作っていくということになるんですが、今、残念ながら、それだけの水の量と施設が整っていないという状況ですので、10万粒から成長の良い3万尾を選んで熊石での海面養殖を中心に、残ったものについては販売等を考えていこうとなっております。

ただ、今後、熊石のサーモン種苗生産施設につきましては、拡張していくということで今準備を進めているところがございますので、将来的にはもう少し多くの尾数を無駄なく育成して海面養殖に結び付けていく、あるいはほかの地域に販売していくということをこれから考えていきたいと考えております。以上でございます。

○委員（三澤公雄君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 三澤君。

○委員（三澤公雄君） それであればね、今10万から3万にいくというかなり圧力の強いという表現がいいのか、ちょっと表現がわからないんだけど、3万じゃなくて4万や5万も考えられるなら、さっきの質問に戻るんだけど、生残率を今以上に上げていくっていう実験も意味が出てくるんじゃないかなと思うんだけど、それはそっちの準備ができたなら、もう一度、馴致も含めた生残率のアップということに意味が見いだせるんじゃないかなと思うんだけど、そっちはもう12時間でほぼ結果が出ていると、この3年間でという考え方は変わらないの。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○委員長（安藤辰行君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） 海面養殖、要は淡水で育った種苗、幼魚ですよね、それをトレーラーで海に運んできます。それを海のほうに直接入れるには、やはり魚介に対するダメージですとか、当然ながら生残率にも影響することがございますので、それは少しずつポンプで海水を汲み上げて注入して馴らしていくって作業の部分でして、そこの部分は、先ほどの話もありましたとおり、やはり実施する時期もございまして、やはり一度に大量に馴致できるということでもないの、やはりそこは12時間というのはこれまでやってきた経験の中で最大公約的な部分であるのかなと考えています。

ただそこはあらためて、たとえば12時間以上馴致するというかたちをとるとなると、やはり今までの持っているような水槽ですとか、あるいは小さめの生簀ですとか、そういった施設的なものを考慮しても、やはり二日三日という馴致の時間を置くのは現場サイドでは

大変厳しいのかなと考えています。ですので 12 時間というのが最大な時間であるならば、それをなるべく短くした中で、短期間でこの馴致作業を終えたほうが海面養殖部門としましては、やはり作業的な効率、経費的な問題を考えても、こちらのほうが効率的なんだろうなど。ただしこれが大きく生残率あるいは成長の度合いに影響があるようであれば、それは今後、どれがいいのか突き詰めなければならないのかなと考えているところですので、よろしく願いいたします。

○委員（三澤公雄君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 三澤君。

○委員（三澤公雄君） 疑問は残っていますけれども、今の時点では了解しておきます。

○委員長（安藤辰行君） ほかに。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 関口さん。

○委員（関口正博君） すみません、今、三澤さんに聞いていただいたんですけども、馴致に関してですね、実証実験が時間かかっても一番効率的な部分だというのは理解します。ただ、北大の水産試験研究、たとえば科学的な見地から、北大さんにそういうようなことの試験をしてもらうとか、そういう繋がりというのは、サーモンね、入れていただいているようですけれども、積極的な関わりというのは北大さんに対して求めることはできないんでしょうかね。限られた人材で人数でやっていくということと、八雲には北大研究施設という武器があるわけですから、そういうものを有効的に活用できないものなんでしょうかね。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○委員長（安藤辰行君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） その辺の部分につきましては、北大の研究施設もございますし、また、今後いろいろと各地でサーモン養殖、進められておりますので、場合によっては水産試験場あたりでもそういったことが検討されているかも知れませんので、その辺については私どものほうからでもいろいろとご協力のほうを仰いでいきたいと思っております。

ただ、この馴致、やはり長い、要は海に入れてすぐ終わりという話ではないと思うので、最後は成魚に至るまでの長い期間の試験ということもありますので、なかなかそういった部分でも難しいことがあるかもしれませんが、北大さんのほうには、これまで陰ながら実は支えていただいている部分もございますので、今後いろんな面で協力を仰いでいきたいと考えとておりますので、よろしく願いいたします。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 関口さん。

○委員（関口正博君） 北大の研究施設があるという意味を見出すためにもしっかりと繋がりをもってやっていただきたいと思います。

あともう一つ、先ほど種苗施設のほうの水利権という話がありましたが、この夏に取水口が傷んでということもありましたけれども、その水利権というのは取る水の量が限られているということ、それとも権利的なもので何リッターしか引っ張れないとか、そういうたぐいの水利権なんでしょうかね。

○サーモン推進室長（田村敏哉君） 委員長、サーモン推進室長。

○委員長（安藤辰行君） サーモン推進室長。

○サーモン推進室長（田村敏哉君） 水利権につきましては、また改めてどこかでご説明を  
と考えておりますが、今、サーモン種苗生産施設を見市川という二級河川、道が管理してい  
る二級河川から、もともと道立の水産ふ化場だったときから引いていた水をそのまま使わ  
せていただいている状況です。ただ、当然ですね、種苗の生産、サーモンの幼魚の生産量を  
増やすとなると、当然、生き物を飼っているということから、これまでの水では足りなくな  
るということになりますので、権限を持っている、道の河川を管理している部署と協議をし  
てですね、川水をこれだけ使用させていただいても影響がないですねっていうことを説明  
しながらですね、水利権をこれから、どれだけ川水を見市川から使わせてもらえるかとい  
うのを協議していくというのが、これから今、ようやく取りかかり始めたところですが、そう  
いった作業になります。それで、その水利権の部分につきましては、また改めてですね、ち  
よっとテクニカルな話もあるので、私どもも一度整理させていただいてご説明させていた  
だければと考えております。以上でございます。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 関口さん。

○委員（関口正博君） サーモン、サケもそうですが水が非常に大事ということで、この水  
の問題をクリアにするというのは今後の熊石の産業にも大きく関わる。場合によっては井  
戸を掘って、その水がとても良くて、またいろんな可能性があると思うので、この水に関し  
てはしっかりと時間をかけて取り組んでいただきたいというのと、道にも積極的に働きか  
けて、たくさん水を引っ張れるように、場合によってはそれが無理であれば循環式という方  
式も考えなければならぬということで、慎重にやっていただきたいと思います。お願いし  
ます。

○委員長（安藤辰行君） ほかに。

○委員（牧野 仁君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 牧野君。

牧野（牧野 仁君） 今、淡水の話が出たので、これはあれですけども、もうちょっと聞  
きたいことは生産性のことですが、これから 27 t から 30 t、水揚げ量を計画してるとい  
うことで、先般ちょっと心配なのは餌代で、これ相当上がっていると思うんですね、当初の予  
定から見て。どれくらい予定して 1.5 倍なのか 2 倍なのかわかりませんが、その辺もし考え  
があればちょっとお知らせください。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○委員長（安藤辰行君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） やはり餌代、為替の影響ですとか、あるいは燃油の高騰やいろ  
いろな社会的な情勢もありまして、実際のところ今年から上がっております。これまで大体  
1 kg 200 円程度のものが、今年は 1 kg 255 円、その程度まで上がっております。ですの  
で、これがやはり餌代というのは、大きく経費を占める部分が多いものですから、この辺に  
ついては注視していかなければならないのかなと。

ただ、25%程上がっていますが、その部分だからと言って今この経営が赤字になるような、  
そういったかたちではないのかなと。まだ十分吸収できる部分かなと思っています。とい  
いますのも、餌の給餌の工夫、数値的に見るなら増肉係数というのがあります。過去 2 年はこ  
の増肉係数が 2.1 とか 2.2、この係数は何かということとは要は魚 1 kg 太らせるのにどれだけの餌  
を蒔いたのか、2.2 というのは 1 kg を増やすのに 2.2 kg の餌を蒔いたというようなかたちに

なるのですが、3年目からその辺、調整しまして、1kg増やすのに1.6kgの餌まで抑えることができた、ということでございます。この4年目の試験についても、さらにそこを追及できないかという考えでございますので、今のところそういった部分では、確かに餌代の高騰は大きく経営に影響する部分でございますが、逆に養殖管理の部分でその辺は吸収していきたいと考えているところでございます。

○委員（牧野 仁君） わかりました。

○委員長（安藤辰行君） ほかに。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 関口さん。

○委員（関口正博君） ごめんなさい、一回で聞かないですみません。

このラビスタ、すごいなと思って聞いてたんですが、全国的にも函館ラビスタって食事に関しては有名なので、そこに二海サーモンの宣伝ができるのは凄いなと思っています。それで昨日から始まったみたいですが、予約状況も含めて、なんか情報は入ってきていますか。

○サーモン推進室長（田村敏哉君） 委員長、サーモン推進室長。

○委員長（安藤辰行君） サーモン推進室長。

○サーモン推進室長（田村敏哉君） ラビスタ函館で、ディナー、昨日から始まったんですが、まだ夜のスタートなものですから連絡が取れてないんですが、NHKさんやUHBさんというテレビあるいは北海道新聞でマスメディアに載ったのもあって、問い合わせは結構来ていて、予約も若干入ってきているということで、この15日間の間に少しでも知ってもらう機会になると、あわせて二海サーモンで八雲町のPRにも繋がっていただければ、ありがたいなと思っています。以上でございます。

○委員長（安藤辰行君） ほかに。

○議長（千葉 隆君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 議長。

○議長（千葉 隆君） 一般質問で横田議員さんが、残った稚魚の売り先ないんですかって聞いて、答弁するほうも、なんか不安を煽るような答弁をしていて、あれ聞いてたら売るところないのにどうするんだって感じをYouTube 見ている人達は思っちゃってるんですよね。YouTube 見てる人達は。

だから今、答弁の中でも試験だから、今その売り先というか、購入先がないというのを言ってるんだけど、何となく売り先がないというのが先にあるんだけど、稚魚を作って育成していったら本当に10万ロット購入するわけだから、これから水利権取って拡大して、八雲町で育成する以外の稚魚を本当に売り先を確保できるのかと。できないのに拡大しても、どうなのかという部分が出てくるので、それで今までは、全協でも言ってるのは、奥尻に買ってもらいますよとか、具体的に自治体名も出てきてるんですよね。それで推進協議会の中で協議していますよって、だから本当に今まで全協で言ってた自治体に購入してもらえるのか、それと日本サーモンさんにも、ということで、購入してもらえって言ってたんだけど、その辺の関係は変わっていないということで理解しているの。

○サーモン推進室長（田村敏哉君） 委員長、サーモン推進室長。

○委員長（安藤辰行君） サーモン推進室長。

○サーモン推進室長（田村敏哉君） 今ご指摘いただいて、これが一つの大きなこれからの課題の一つかなと考えています。



今年5月26日にサーモンの稚魚、だいたい2万2千尾ぐらいを入れて、現在2万尾くらい最終的に残りまして、熊石の海面に、海面養殖として残って1万弱くらいが今、熊石の種苗生産施設に残っています。まあ試験だから残ったものがそのままいいのかと言ったらそうではなくて、いかに効果的、効率的に事業を進めるかという観点では、この部分についてはできれば年内に販売というかたちで今、進めたいなということで今、詰めているところでございます。

一般質問のときの町長の答弁については、販売と言いつつも、もしかしたら地域で有効に活用できるという部分も含めて、多様的に取り組んでいきたいという答弁だったと私は理解しておりますけれども、原則、今後ですね、種苗生産ということを拡張していくのにあたりましては、当然出口という、販売先あるいは活用の仕方というのも十分考慮しながら進めて行かなければならないものと認識しておりますので、今後ともよろしく願いいたします。以上でございます。

○サーモン推進室長（田村敏哉君） 委員長、サーモン推進室長。

○委員長（安藤辰行君） サーモン推進室長。

○サーモン推進室長（田村敏哉君） それであるならばね、計画と実態と今の現状をしっかり把握しながら、普段の発信していかなければならないと思うんですよ。だから我々には、要するに自治体名出して購入してもらえんって言ってるんですから、そのところが今、実態として、実際に試験の栽培をしている自治体は違うところから購入しているという現実があるわけですよ。そうすると、今まで聞いてる話と違う方向に進まざるを得ないんじゃないかというのが現実としてあるんじゃないかなって。今まで聞いてた話と。だからその整合性はね、やっぱり変えるなら変わりましたよっていう部分を、成魚に変わったというのをきちんと言っていないと、違いだけがクローズアップされる、そしてそれが不安になる、計画も変わってくる、採算性も合わない、という現実味を突き付けられるんですよ。

それで、8月に出してもらった計画によれば、我々の個人的な考えかもしれないけれども、令和5年度までは税金を投入するけれども、それ以降は税金投入しないで民間の法人にやってもらいますよという部分を想定してるんですけども、そういう状態だったら法人も作れないんじゃないかと、受け入れないんじゃないかという不安まで出てくるので、その辺の、調整していかなければならないというのは、本当に原課の人たちに言うのは心苦しいんですけども、そういう状況を変えれなかったら変えれないという部分も判断していかなければならないこともあるかもしれないし、進めるんだったら進める部分の、不安の解消も発信してほしいなということで、今ここで答弁できないと思うので、それだけちょっと考慮してほしいなって。不安になる部分もあるから、考えてほしいなということと。

もう一つ、生簀に放流した部分があるんだけど、確かに吉田課長が言うようにだいぶ実験したり、餌の部分も値段がこうだっという知識、町職員が持っているもんね。実際に携わって真剣にやってる。でもこの事業をやる目的は、熊石の漁業者あるいは漁業に対する、繁栄をするというか、もう一回活力を、再チャレンジみたいな感じ、だから法人を作る。でもその人達が本当に吉田課長と同じように今、知識持っているんだろうか。それとやる気あるんだろうかっていうのが来てないんだよね。来てないというか、放流する時に、どれだけの人達が今回、町職員の人達みんな総出みたいにして、今日も来てるけれども、一生懸命やってる。課のほうは。だけど実際に主たる目的の人達の熱意と行動と実態が、何となく見えないような今回の放流の実態があるんじゃないのかなということが、やっぱり思うんだよね。

やっぱり本当に2年後3年後に自分たちの商売としてやるんだったら、種苗の今の作っているあそこから見に来て、一緒になってやって、放流も12時間やってるのを実際に皆で見に来て、一緒にやらないとやる人達が本当に事業ができるのかっていう。自分たちも違う職種だけれども、商売やると思ったら現地で実際に見て勉強してやる。要は人のお金でやろうと思ってるからそういうふうになるんじゃないかなって逆に思う訳さ。自分のお金使おうと思ったら、今回の搬入の部分でも本当に2、3日前から来るとか、それこそ今ロットで入れたと思ったら元々の、そこから始まるわけだから、そういうことも見にくるだとか、そういうことも実態として、今ここの流れの中で説明した1、2の部分で、これから携わろうとしている漁家の人達、あるいは漁業協同組合の人達が来て、携わって見てるんでしょうか。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○委員長（安藤辰行君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） 議長さんのほうから大変ありがたいご意見をいただいたんですけども、若干ちょっと誤解もあるかと思うので。

○議長（千葉 隆君） 来てるのか、来てないのかだけ聞いている。

○産業課長（吉田一久君） ちょっと訂正させていただきますが、まず馴致作業をどちらが主体でやるかという部分があると思います。今回、馴致作業のほうは私どものほうで主導して行いました。これはこの後、たとえばサーモン種苗生産施設のほうから各地に種苗を出荷するというような体制が整ったときには、これは現地の漁師さん方が行う作業ではなくて、我々のほうで主導して、要は指示を出して行うというかたちになろうかと思います。これは過去3か年、今まで青森のほうから持ってきたわけですが、この馴致作業の主導というのは業者さんから指示をいただいて行ってきたと。

これを初めて今回、我々の種苗生産施設のほうで育てた種苗を、我々が主導的に馴致作業を行ったというかたちになっています。あとそれで実際の作業にあたりましては、サーモン養殖部会の方、特に毎日餌をやる管理の人は、この12時間、我々と一緒に作業を行っていただきました。また、生簀に魚を入れるわけですが、その前段階の生簀の設置、要は海底に固定するですとか、そういったものの段取りについては、養殖部会の方が10名ほどおりますが、その方、実は組合長も含めて前段階で生簀の設置についての準備もしていただいていますし、またこの12時間の海水馴致後に生簀に魚を投入するわけですが、その際にはどうしても人手が必要になるので、その方々もその時間には来て一緒になって生簀に入れるという作業を行っております。

また、生簀投入後の餌やり、要は養殖管理の手法については、主に毎日のように携わる3名の方と協議しながら、要は考え方を我々で示して、一応餌のやる量ですとか、それはこれまでの過去の経験なども踏まえて漁師さんたちと十分に協議しながら進めておりますので、そういった意味では、ある程度、漁師の方々もご理解いただいているのかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 議長。

○議長（千葉 隆君） 要は主体的に課のほうでやってるからという説明なんだけれども、それで手伝いに来ていますよって、若干ね。そうでなくて、やっぱり何回も同じこと繰り返すようだけれども、自分たちが主体的にやるんだっていう意気込みや熱意、そういうものを

感じるくらいでないと、事業って上手くいかないと思うんだわ。だから要は自分たちで先進地に視察に行くだとか、本当に餌代がどうだとか、そういうことまできちんと勉強したり研究したりしてるんだらうかって、そうすれば自ずと、もっともっと普段からやっぱり対応の仕方だとか、今売れるとか売れないだとか、いっぱい心配事が出てくるはずなんだわ。けどそっちからあまり心配事が聞こえないということは、あまり研究もしていないんじゃないかって疑念を持つんだよね。

だから本当に自分たちの商売として、事業としてやろうという意気込みをね、やっていかないと、渡しても2、3年で潰れてしまうような状況になると、やっぱり私たちも困るから、そういうふうなものをやっぱり持ってもらうような、単に普段のやり方を指導するのではなくて、本当に事業としてやる熱意を持てるようなかたちにしてもらわないと、本当に誰もやったことがないとか、初めてだというのであれば、なおさらエネルギーって思うんだわ。みんながこれだけ頑張ってるけれども、人数が少ないんだもん。情報もないし。だから相当苦勞すると思うんだわ。だからその部分、苦勞する部分をやっぱり今の段階からある程度情熱持ったり、やる気持っていかないと、ちょっと壁にぶつかるってぼやってしまうから、だから壁を乗り越えるように、今から鍛えてもらわないと不安だなって気持ちというか、感触を持っていますよと、いうことだけ思って欲しいなと。

○サーモン推進室長（田村敏哉君） 委員長、サーモン推進室長。

○委員長（安藤辰行君） サーモン推進室長。

○サーモン推進室長（田村敏哉君） 大変、ありがとうございます。ご指摘いただいた点、もっともな部分もあります。スケトウダラ獲れなくなって、イカも獲れなくなって、漁業者も高齢化してどんどん減っていると、そういった現状の中で、今回確かに町が主導で、こういったサーモン養殖事業を開始しています。ただ、私ども関わって、町長もそうですし、私ども関わっている者もそうですが、ずっと役場がやっていくのかというと、なかなかそうはならなくて、やっぱり地域の漁業協同組合あるいは漁業者が当然、思いを持ってやっていていただかないと、重々承知しているつもりでございます。

実をいいますとこれまでも何回かにわたって、こういった課題があつて、今後、この間9月末にご説明させていただいた、今後の方向性をベースにご説明、漁業者の理事の方とかを含めてご説明させていただいて、そういった中で、こういった課題を今後クリアしていかないとならないというのが二度ほど4時間くらいかけて、空いてる時間を見て、今回ちょっと事業として作業があつたものですからとまっていますが、もう一度改めて今のお話をいただいた点も含めてですね、最終的にですね、自分たちで自立してやっていける、町が多少伴走するにしろ、メインとしては漁業協同組合や漁業者がサーモン養殖というのを柱に、次のステップに進んでいけるように方向性を示していきたいと考えておりますので、引き続きまたご支援、ご協力をいただければと思っております。以上でございます。

○委員長（安藤辰行君） ほかにありませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（安藤辰行君） ないようですので、これで終わりたいと思います。47.36

【サーモン推進室職員退室】

○委員長（安藤辰行君） それではつづきまして4番目の、平田内泉源13号井戸の坑井障害の発生について産業課からよろしく願いいたします。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○委員長（安藤辰行君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） それでは、平田内泉源13号井戸の坑井障害の発生ということで、ご報告させていただきます。

資料1になります。平田内泉源、今現在サーモンの温泉の井戸が稼働してございます。それぞれ整備につきまして、11号、13号、15号という3つの井戸がございまして、このうちの13号の井戸について、先日、定期的なメンテナンスということで井戸の汲み上げポンプの交換作業を行いました。これの11月の10日に実施したわけですが、ポンプ入れ替え後は湯量、温度、その辺が不安定になるものですから十分管理のうえで注視してきたわけですが、11号、13号、15号それぞれ井戸のポンプの取り換え作業をしましたところ、13号の井戸について翌日の11日から著しく温度の低下が見られました。

この温度の低下というのは40度を下回るまで温度が下がったということで、平田内泉源はですね、そもそも源泉の温度が高くて川からの水を汲んで井戸に一度注水して温度を60度程度まで下げて汲み上げるという方式の井戸でございまして。それで温度が下がったということで、井戸に入れる川の水、こちらのほうを絞って、あるいは全部ゼロにしても一向に温度が上がらず下がる一方だという現象が発生しました。たまたまこのポンプの入れ替え作業を行っていた業者さん、こちらのほうも温泉には相当詳しいですし、こういった現象について道総研の地下資源の担当の方、そちらのほうにもいろいろアドバイスいただいたところ、意見が同じで、多分温泉井戸の途中から地下水が入り込んでるんだらうと、それがもとで温泉の温度が下がるという現象が発生して、いうならば坑井障害という障害が発生しているというものでございまして、そのまま冷たい水を流し続けると、最終的に供給先のほうで温度が下がるということでいろいろな障害が発生されますので、この13号の井戸は一旦止めることとしました。

こちら中ほどに小さい表で大変申し訳ないんですが、それまで3本の井戸で、全体で1,100リットルほど毎分汲み上げて、それぞれあわびの湯から栽培公社熊石事業所、そちらのほうに熱源ということと、入浴用ということで温泉のほうを供給していたわけですが、これらについては今までどおり十分な供給ができないということで、特にこの生き物を飼っているところでは代替の熱源がないということで、そちらにはある程度の一定量を確保しつつ、代替のボイラーやそういった設備のある老人ホーム、デイサービスセンターについては、一旦温泉の供給を休止しまして、その他、温泉利用の施設については、総体としてほしい2割程度の削減、供給量の減少ということで対応のほうをお願いしたところでございます。

この井戸の障害、これについていろいろ対応を考えていかなければならないわけですが、やはりまずどういった障害、地下の内部のこととございまして、今のところ想像でしかないんですけども、地下水が入っていると、どの程度の規模なのかを今後、調査しなければならないと。この調査については電位的な要は調査やあるいは内容によってはカメラ検層といってカメラを入れて見たりという調査をしなければならないんですが、この13号の井戸というのが大変特殊な、二重ケーシングという井戸で、ほかの井戸と違って内装管が入っ

て、それを一旦引き上げて調査しなければならないというかたちもございまして、実際に調査が可能なのは来年の春というかたちになります。

実施できる業者のほうも、道内数少ないものですから、この辺についても、今のところは来年の春以降に計画しているわけですが、調査の内容によっては修理、または修理不可能となった場合は改めて温泉を掘削するということも検討しなければならないのかなど、そのような事態になっております。また併せまして、今、現在稼働中の11号、15号、15号は比較的新しい井戸ではございますが、一番古い11号の井戸についても、今後、障害が発生するかもしれません、また井戸の老朽化に伴って汲み上げる用途量も徐々にではございますが減少してきておりますので、それらの対策等も含めまして、来年度から、ほかの井戸も調査しましてですね、今後の温泉の適切な管理に繋げていきたいと考えているところでございます。

現状まだ具体的にこういった対策をとりますということが、調査しなければはっきりと言えないということでございますけれども、現在このような状況になっているということで、皆様にご報告させていただきますので、よろしくお願いたします。

○委員長（安藤辰行君） ありがとうございます。これから質問を承りますが、何かありませんか。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 関口さん。

○委員（関口正博君） すみません、始まる前にも話しを議員間でしてたんですが、このあわびの中間育成施設、栽培公社熊石事業所、この温泉の今まで使っている使用料的なものというのは、道の施設ですよ、これ契約というのはどういう。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○委員長（安藤辰行君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） 温泉使用料の収入ですが、これは条例に基づいて栽培公社のほうから使用料、年間、令和3年度の実績ですが、317万ほど使用料のほうはいただいております。これは使用した量に基づいて、条例に基づく単価掛けて、徴収しているという状況でございます。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 関口さん。

○委員（関口正博君） これ当然、温泉ですからメンテナンスは当然かかるわけですよ。これどこの泉源を見てもわかるとおり。そのような契約の仕方ではないんですか。たとえば使用料のみ、それと管理料というんですかね、そのようなものというのは道から徴収していないの。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○委員長（安藤辰行君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） 本当に使用料、供給した量に基づく使用料のみで管理的なもの経費は別途徴収しているものはございません。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 関口さん。

○委員（関口正博君） これね、八雲地域にもいろんな泉源がありますし、熊石は特に産業的に使っている部分があるので、非常に重要なものだと理解できるんだけど、じゃあこ

れをいつまで町で負担していけるのか、というのは実は不安なところがあって、こういう機会に何かしらの今後、将来を見据えた温泉資源のあり方というか、そういうものは結構お金がかかります。50mでそもそも温泉が出るなんて結構特殊ですよ。だから単純に井戸水が入ってきているというのもすごくわかりやすいといえばわかりやすい井戸ですよ。

じゃあこれをたとえば 100m、200mまで掘り進む、これだって自治体として行うものとしてはあまりにもリスクがある。今まであるもの使ってるから何とか維持できるんだけど、今後この井戸の温泉の復旧のし具合によって、じゃあ八雲にあるほかのいろいろな温泉も、じゃあ似たように町で負担していくのかだとか、いろんな問題が絡んできますよね。

そういうのはものすごく慎重にやらないとないですし、道に求めるものは求める、また今回、温泉老人ホームは熱源を替える、それできるところはそうしてもらって、ちょっと慎重な対応をしなければならないのかなというのは、これ見たときの率直な意見なんですけど、それはどういう考えなんですかね。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○委員長（安藤辰行君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） まったくおっしゃるとおりのことかと思えます。

やはりこういった資源、いつまでも潤沢にある資源ではないですし、温泉井戸は生き物だといわれておりますので、いつ枯れるかもわからないとすると、将来的にわたっているような意味ではそういったことも含めて考えていかなければならないのかなと。

これまで熊石は平田内泉源が出たというときから、この温泉を使った産業振興や観光での利用だとか、そういったものをある意味町の施策として進めてきて現在に至っているということで、実際のところ収入的なものも含めて温泉管理の経費にまかなうのが本来ではあると思うんですけども、実際のところそうはなっていないということでございます。

また、今現在 13 号の井戸が障害を発生して今後どうするかは、まさしく平田内泉源の、皆さん見たことないかもしれませんが、相当狭いエリアで自治は 15 号の井戸を掘って今まで維持してきたと。今後、新たに井戸を掘るにしても場所の選定ですとか、いろんな部分で制約のかかる難しい場面なのかなと。

これは道総研の専門主幹の高橋さんしているんですけど、ちょっと個人名出して申し訳ないんですけど、この人は元々地下資源調査所といわれていたところの職員だったときから平田内泉源に関わっていただいて、一番詳しくこの状況をご存知だと。今回この 13 号の部分についてもその方にアドバイスをいただきながら、今現在、対応を検討しているというところで、やはりそういった専門の方も今後のあり方も含めて検討するにあたって、やはりほかの井戸も含めた現状を把握するという意味で調査が必要だろうと、そのようにアドバイスをいただいているところでございますし、また、状況によって新たに掘るにしても場所が狭い、今までいろいろ掘ってきたけれども、すぐ隣で掘ったからって出るわけでもないということで、いろんな意味でアドバイスをいただいた中で、道の補助制度も活用しながら試し掘りするだとか、そういったものもいろいろアドバイスいただいているところでございます。

いずれにしても関口委員がおっしゃるとおり、今後の温泉利用のあり方や、極端な話、供給できていたものが今後はできないというのもあり得るという中からすれば、やはり見直していく時期にもなっているのかなというふうに思っているところでございます。

ただ、今、具体的にどうしようこうしようって答えは申し上げられませんが、調査の状況を見ながらいろいろと決断していかなければならないことも出てくるんだろうなど、今そんな現状にあるのかなということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（安藤辰行君） よろしいですか、ほかにありませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（安藤辰行君） ないようですので、これで終わりたいと思います。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、すみません。

○委員長（安藤辰行君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） 産業課のほうから実は2点ほど資料にはないんですけども、ご報告させていただきたいなと思います。

一点目は、キクラゲ栽培の実証試験といいますか、そういったことを今、現在検討してございます。ご存知のように国内に流通しているキクラゲはサーモンと同じように98%程度が中国産キクラゲとなっております。そういった中で国内でのキクラゲ生産を進めている日本キクラゲという会社がございまして、そちらのほうでキクラゲの栽培プラントを整備して全国24か所程度でキクラゲの生販売ですとか、そういったものを生産しているのがございまして、これを今、熊石のまた新しい産業振興ということで進められないかということで今現在、内容について精査して検討しているところでございます。まだまだどういったかたちで進めて行こうかはちょっと具体的にお示しできないんですけども、これについてはできれば、来年度以降、試験的なものに取り組みを進めて行きたいと準備しておりまして、この常任委員会にも随時、情報についてはご報告していきたいと思っておりますので、よろしくおねがいしたいと思います。

それと二点目ですが、旧熊石高校のグラウンドの跡地、こちらのほうで今の地元の営農集団のほうでミニトマトの栽培団地、ハウスを整備して進めていきたいと。それはもちろんミニトマト生産が主になるんですけども、将来的には地元のUターンあるいはIターン、都市部のほうからも今後、熊石の農業の担い手も育成できるような、そういった組織づくりをしていきたいということで、現在その方々と調整しているところです。これが準備が整えば熊石高校のグラウンドに、今現在ですと、ハウスを十数棟整備しながら、ミニトマトを生産し、そういった農業の担い手も受け入れながら、規模を拡大していきたいということを今検討している状況でございます。こちらについてもキクラゲ同様と併せて状況が整いましたら随時皆様にお知らせしまして、ご意見等を頂戴していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（安藤辰行君） これで終わります。

【産業課職員退室】

休憩

再開

【地域振興課職員入室】

○委員長（安藤辰行君） 再開いたします。報告事項の5番、旧すまいる熊石施設取得事業概要について、地域振興課から報告よろしくお願いたします。

○地域振興課長（野口義人君） 議長、地域振興課長。

○委員長（安藤辰行君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） 現在、熊石地区では人口減少が著しい状況であり、人口流出を抑える取り組みの一つとして、産業振興でのサーモン養殖試験事業お行っておりますが、加えて令和5年度から熊石地域の移住・定住に向けた取り組みを進めるところでございます。

コロナ禍によりまして地方での生活も以前より注目されている時代の変化を受けて、関係人口の増加による地域の活性化を図る目的で、現在がチャンス、有効なタイミングとして捉えて、今回、施設の取得を先行に、5年度早い時期に運用主体も含めて事業主体を進めて行く予定でございます。それでは、施設取得について係長よりご説明いたします。

○まちづくり推進係長（佐々木直樹君） 委員長、まちづくり推進係長。

○委員長（安藤辰行君） まちづくり推進係長。

○まちづくり推進係長（佐々木直樹君） 旧すまいる熊石施設取得事業概要について説明させていただきます。1ページ目をお願いいたします。熊石鮎川町で今年3月まで競売物件となっておりましたグループホーム「すまいる熊石」の建物取得の経緯につきましては、3点ございまして、1点目は、このあとの文教厚生常任委員会のほうで住民サービス課より説明ございますが、介護人材の確保が急務となっており、熊石地域の関係人口の増加を推進するための「移住定住事業」などでの活用と、2点目は熊石地域の独居老人世帯のリスク軽減のための異世代ホームシェアハウスでの利用に向けた体制構築の推進、3点目は鮎川地区の津波、河川氾濫等、災害時の避難所を確保し、地域住民の安心安全を図ることです。

具体的な活用目的や事業については、移住・定住につながる関係人口の増加を目的とした、移住・定住お試し住宅、域学連携の活動拠点、このほかスポーツ合宿の受け入れ、レンタルオフィスやサテライトオフィスなど、様々な活用が期待できるほか、シェアハウスは、入居者同士はもちろんのこと、地域社会との繋がりも継続できる環境づくりを提供します。また、鮎川地区の津波避難所は旧熊石高校解体後、空白となっていることから取得後、速やかに指定を行いたいところです。

施設概要については、2ページ目に施設外観写真と位置図を添付しておりますのでご願いたします。所在は熊石鮎川町97番地3、国道277号沿いに建設されています。

建物所有者は、現在、北海道銀行の担保不動産物件で、今年3月に行われた特別売却競売時の参考価格は1,193千円でございます。この建物は、平成23年7月建設で、鉄骨造鋼板葺2階建て、床面積は1階2階合わせまして、965.53㎡です。

3ページに間取略図を添付しておりますので3ページをお願いいたします。個室が1階に9部屋、2階に20部屋、そのほか食堂、浴室等は記載のとおりでございます。敷地につきましては、建物建設地のほか、駐車場等の関係用地も含めて、全て民地であり2,610㎡を令和5年度については、賃貸借契約を予定しています。なお、5年度取得後に、建物内の状況を確認のうえ、活用目的推進のために一定の修繕などを5年度補正予算対応を見込んでおります。以上で、「旧すまいる熊石」施設取得事業概要の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（安藤辰行君） ありがとうございます。



何か質問はございませんか。

○議長（千葉 隆君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 議長。

○議長（千葉 隆君） 直接は今すまいるは関係ないんだけども、元々熊石に国民宿舎って、町立で宿泊施設があって、町で解体をして、ちょっと離れたけれども条件かけてひらたない荘作って民間に委託しましたよって、それでそのときに議論したのは宿泊施設というのが必要だと、それでやったわけなんだけれども、今はコロナ禍というのものもあるからかもしれないけれども、なかなかひらたない荘も宿泊の率が良くないと思うんです。それで1億円かけて町がやってるわけだから、そのときもスポーツ合宿来たら、ひらたない荘使ってもらって言うてたんですけれども、すまいるこれ買って、そういうところがすまいるにいったら、余計にひらたない荘の利用率が悪くなると思うんだわ。

だから元々1億円かけてそこに必要だという部分をやったんだから、まずそこが満室になるくらい活用されて、これからも営業がばんばんできるような状態になってるんだったら、また一つ必要だということになるけれども、そういう状況とか実態じゃないようなものも見えるので、やっぱり元々合併して17年経つけれども、そういった活かせるところをまず活かして、そのうえで、それで不足する部分であればどうするだとかっていう方向性が普通じゃないかなと思うんだけれども。

実際に今目的を見ると、宿泊施設、スポーツの合宿の宿泊施設に使いますって、域学連携の宿泊施設に使いますって、そこに1千万かけるなら、また運営費をかけるならもつとかわかると思うんです。だから既存のそういったホテルがあるんであれば、逆に合宿誘致にホテル使うときに半額でも助成したほうが安く済むし、元々税をつぎ込んだ日にはそこにあるんだから、そういうことって今やってるんでしょうか。

○地域振興課長（野口義人君） 議長、地域振興課長。

○委員長（安藤辰行君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） 千葉議長がお話ししたとおり、ひらたない荘、10年以上前に公設民営というかたちで再スタートをき切ったところでございます。確かにお話にもありました、コロナ禍にもよって相当数減っている現状ではございます。ただここ十数年間スポーツ合宿等々も含めてですね、いろんなかたちで熊石に優等策をいろいろ導いてきた中では、やっぱり高額な施設であるとか、補助金を投入しなければいけない状況も確かに千葉議長さんおっしゃるとおりかなと思っております。

ただ、今回、私どもは移住・定住ということで、新たな視点の中で、お試的に熊石に来ていただいて関係人口を増やした中で人口の流出を防ぐという手立ての中での熊石すまいるの取得でございますし、実際に八雲から熊石に向かって、どうしても一番近場の施設であり、国道沿いにある建物が活用されていないということであれば、イメージ的にすごく熊石に入ってきた途端に暗いイメージになるのかなという部分もありまして、できれば施設をですね、町として取得して再利用して、そこから段々人口数を増やしていく手立てを行った中で、また域学連携もある程度、拠点施設ということで、そこでたとえば活動を辞めましようという部分で、今まで来ている人方はそのままひらたない荘に宿泊していただいたり、近場の民宿に宿泊してもらおうというかたちで、あえて今までほかの施設を使った方はそのままそちらの施設に宿泊していただいて、あくまでも拠点スペースということ、あとスポーツ合宿も実際に熊石だけの活動エリアであれば、学校とか大学とか、この先も来るのはかなり

難しいと思いますので、八雲に来たお客さんが一時的に熊石の鮎川であれば近い距離ですし、夏場であれば一部宿泊は可能かなというレベルで考えておりますので、メインとして移住もしくは定住のためのお試しで1階の部分を使いたいという趣旨でございます。

それで2階の部分は確かに20部屋あるんですけども、そこはやっぱり熊石地域の高齢者、高齢化率が高くなって、独居老人がひとり、家で不安な生活を送っているということも数多く耳に届いておりますので、そういった方を福祉下宿というかたちで2階の20部屋を何とか有効に活用して、また安心感が生まれるようなスタイルを構築できないかなということで、今回またひらたない荘と違うかたちでまちづくりに活かすための取得ということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（千葉 隆君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 議長。

○議長（千葉 隆君） 副議長が今あそこを経営してるから応援してるんじゃないくて、実際に、たとえば併設しているあわびの温泉の地下にも部屋があるんだから、あまり利用されていないから、要するに拠点にしようと思えば使えると思うんですね。そしたら宿泊施設は既存の部分ひらたない荘に使うなら、この目的の項目の2番目、3番目、ほとんど薄いつてことですね、降ろすってことですね。それで上のほうの老人の関係でいえば、高齢者率は上がるといってるけれども、高齢者人口は75歳以上の人口はですね、もうピークに達してるんですよ。率の話をしてても駄目です。高齢者人口が少なくなるんですよ。今までピークの時代にはないものを、どんどん高齢者の人口が少なくなるのに、ニーズとして20床も使えるという保証というか計画作るのは、かなり無理があるんじゃないのかなと思うんです。

そしてピークのときに、元々すまいるさんが撤退した部分は確かに職員を確保できないとか専門職確保できない部分もあるけれども、その時点でさえ満床になってなかったから。全て。それで満床することも無理。そして満床になったときに何が起きていたかと言ったら特養の空きベットが出ていたということなんですよ。それで、すまいるの部分が閉鎖した部分が熊石の特養に行って満床になって、なんとか経営も立ち直してるけれども、●●するくらいゆるくない状況があるんですよ。それで八雲のほうだって今、某法人の一つ一つ見ていけば、老人系の施設でも、そこの事業を見ていけば、3,500万とか、単年度でいうと収支合わない状況が出てるときに、どうやってそこの経営をしていくかということになると、本当に費用対効果として、将来にわたって展望開けるかという部分、しっかりと計画作れるんでしょうか。

○地域振興課長（野口義人君） 議長、地域振興課長。

○委員長（安藤辰行君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） 当時、すまいる熊石さんの経営は民間でというかたちで行っていましたが、今回、私どものほうですまいるさんの2階を活用して20部屋、満床が20部屋となりますが、基本的には高齢者の下宿の設置ということなので、たとえば介護度1級、2級の方しか入れないとかではなくて、たとえば独居老人で家屋に住んでいますが、やっぱり一人で生活するのは不安の要素が多いという方も一応ターゲットにしておりますので、ある程度、介護度がなくても自立できる方、ある程度優先した中で、部屋のやりくりとか入居は一定程度、見ることはできるのかなというイメージで熊石地域では考えております。

○議長（千葉 隆君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 議長。

○議長（千葉 隆君） 課長ね、今、在宅のヘルパーさんの利用率・稼働率、何人してるんですか。厳しいんですよ。最低、たとえばヘルパー事業所やるとなったら何人必要と言ってるけれども、その人達が本当に朝から晩まで稼働している状況でもない。そこから在宅からそっちに行ったら、またそこでも見れることは見れるよ、ただしそういった状況もなぜ起きてるかと言ったら老人の減少なんですよ。それを過去にも満床になったことないのに、これからやりますよと、下宿で採算性を取れますというよりも、そこまでの人数行かないでしょって言ってるの。元々。だってピークの人口のときも満床にならないのに、全体数が少なくなると、なぜ満床になるということを言えるんですか。びっくりすること言わないでくださいよ。

○地域振興課長（野口義人君） 議長、地域振興課長。

○委員長（安藤辰行君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） 私どもで5年度から計画している移住・定住、お試し住宅がメインということで、午後から文教厚生常任委員会のほうにも熊石高校の公宅の中で一部お試し住宅に使わせてもらうという部分を、1階の部分を活用しながら行きたいと、まずは申し訳ないんですが、項目分けはしていますが、メインとしては移住・定住があった中で、たとえば2階の有効活用を考えたときに、熊石の地域で一番困っているのは独居老人の一人の生活の方が不安要素が強いということで、たとえばそういう人方が集まれる場所というニーズが熊石の中では結構出回ってるんですよ。だからそういうニーズを酌み取った中では2階の有効活用としてはたしかに今、議長がおっしゃるとおり、満床なんて想定できないというのは現実的だと思いますが、それでも5床とか10床とか、お年寄りが集まって、そこで安心した生活が構築できるなら、町として満床は難しいにしても一定程度の役目は果たせるのかなと思っています。

○議長（千葉 隆君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 議長。

○議長（千葉 隆君） 別々に出てきてるから、高校の住宅も一般財産にしてお試し住宅で、まずはやって、それ以降、本当に重要があるならというのは本当はそういう手順だと思うんだよね。なんかこれ見ると、まず、すまいるのところ買うことがありきで、そしてその箱物買うから、何の事業をやるかって。普通は政策というのは事業目的があって、箱物作っていくというのが本来の政策づくりの基本だと思うんだけど、なんか違うんじゃないかなって感じが多々、最近多く見られるから、あえて言ってるんだけど。

やるとなると実際に皆さんが大変になると思うんです。実際に。現実。だって総合支所だって人数がこれからなんか縮小する様な感じを受けていますよ。窓口業務もなくなるような状況、郵便局に委託するとかって言ってIT化図って行って、どんどん職員が少なくなっていく。そういう中で、先ほど井戸の問題があって、何やりますとか、あるいは農業の部分をやりますとか、それからサーモンもやるって行って、なんとなくこれもやりだしたら、直営でやるって話だから、大変じゃないのかなと思うんだけど。

やっぱり政策を作るうえでは、まず計画や目的を作って、そのうえでどういう箱物がいいとかってあるんだけど、何か先にそこがあるのかなって、こっちから来るときに、あそこが空き家だったら寂しいから買おうかっていう、そういうのもありかもしれないけれども、実際に運用したら、なかなか職員の人達の労苦のほうが多い気がするんですけど、そういうのは感じませんか。

○地域振興課長（野口義人君） 議長、地域振興課長。

○委員長（安藤辰行君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） 議長がおっしゃるとおりで、確かに熊石高校さん、午後から説明しますが、道教委からの打診もあり、今回、教職員住宅を取得するという流れでございます。それで教職員の入居状況も確かめながら、お試し住宅で活用する部分も今現在、構築しております。それで実際に確かに満床になるかどうかは実際に令和5年度の状況ということで、関係人口の増加を見込んだ熊石のほうの各種の、たとえば施策によって熊石に来てくれる方が今後増えていくだろうというかたちで捉えています。

ただ、やってみなければわからないことですし、確かに時間がかかる、移住定住については時間のかかることでもあると思っています。ただ今回熊石高校さん、プラスアルファすまいるさんを取得した中で、一つの事業ということで、確かに直営で手をかけていった中で、いずれは熊石の地域審議会のメンバーの中から、やる気のある人と町職員がマッチングした中で、今、熊石にとってこういうかたちの事業、こういうかたちの展開が必要だろうということを揉んでいますので、その中でも熊石高校さんだけではなくて、すまいる熊石さんも合わせた中で収益等々も考えて、できればグループさんのほうに独り立ち、自立化を行った中で、後々はまたそれ以上の展開も含めて、熊石の活性化に繋げていきたいと思っております。

○議長（千葉 隆君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 議長。

○議長（千葉 隆君） 何が何でも駄目って言ってるんじゃないで、相当大変だなと思って、実際に現実にやることになるの大変だし、皆さんの労苦が目に見えちゃう。だから、たとえば今、課長が言ってるように、老人下宿でも20室目指さないと実態に合って一人ひとりに寄り添って運営したいと、そしてそういう中でやっぱり自分たちのプランを作るのは行政マンでも良いから、実態の運営のところを民間にゆだねるとか、やっぱりそういうことを早めにしていかないと、やるのがいっぱいあって重荷になったら計画も実際に進んでいかないと、だから早めに老人の下宿、食事を出したら有料老人ホームに認定しなければならない、だからそういうのを熊石審議会だけではなくて、熊石のことが熊石の地区の問題じゃないから、八雲全体の問題なんだから、そういう部分があるなら、広く知恵を絞ったり参加してくれるところを募集したりしながら、業務を軽くできるように、そのほうが逆に上手くいくかもしれない。

なかなか人が少なくなると、やるが多くなると、実際に一つ一つの事業を見たら、進捗状況は進まないと思う。そこはある程度やるのであれば民間の活力を早めに導入するなりしていく方策をしながら、その人たちと案を練るとか、ノウハウのある業者とかあると思うんだ。だからそういう人達と多く手を貸してもらおうような。やるんであればね、これを進めるならしていかないと。そして何回も言うようだけれども、宿泊施設とかでも今あるところの事業者を継続してやらないと、ミスマッチが起きてくると思う。そっちが上がると、そっちが廃れると。だから今あるところもいかしながら活用しながら進めて行く。

だからこそ民間が知恵が必要だと思うんですね。そこをやっていかないと、皆さん課長たちも大変だし、部下の人達も大変だし、今の病床でも結構仕事あるように見えるんですね、やってると思うんだわ、みんな。だけどこれ以上やるためには、事業を増やしていくなら薄

めていかないと進まないと思うので、そういう工夫だけはしてほしいなと思うんですけども、どうですか。

○地域振興課長（野口義人君） 議長、野口。

○委員長（安藤辰行君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） 私ども、直営というのは最終的な話にはならないので、やっぱり民間のほうの力を必ず活用しながら、できれば自立したかたちで熊石の活性化を図るのがベストな選択肢になると思いますので、今言ったとおり、熊石だけに限らず八雲側にオーバーした中で展開を広げていきたいと思っておりますし、あと今、熊石のほうに地域おこし協力隊、今、一人女性の方が入っておりますが、かなり有効的なポジションで仕事していただいております。女性足りない部分等々も、そういう人材を確保しながら、幅を広げたかたちで有効な手立てをしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（安藤辰行君） ほかに。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 関口さん。

○委員（関口正博君） 千葉議長の言ったことはもったものことだと思いますが、僕はむしろ、お昼から文厚で説明あるんでしょうけれども、教員住宅は、こんなものいらないと思うんだよね。どうするの。だって何十年も経った建物をそれこそ維持するの。結構いろんな自治体でやってるんですよ。町営住宅や教員住宅でなんとか移住者を入れるって、割かしこれ、どこでもやっている手法で、割かし手っ取り早いんです。ただ、住むところなんていうのはその地域の特色で、僕はむしろ、すまいるを改修して小ざれいにしたほうがいいのかになって。その代わり交流人口を増やしたいのはわかるけれども、人口を増やすのは大変ですよ。だとしたら特色のあるやり方、特色のある呼び込み方を考えないとなくて、ほかの地域と同じようなやり方でやるというのは、なかなか大変だろうなと思います。

それでいろいろお伺いしているのは、ほかの地域から働きに来て住むところがないと。住むところは実際にあるんだけど、建物が古い。若い人はなかなかそういうところに入りたがらないというのもわかりますし、現状の町営住宅は熊石にも相当あるでしょうけれども、その辺の入居率だとかもしっかりと見ながら、僕はそういう、これからお金のかかる可能性のあるもので、無駄だと思うものは今のうちに処理してしまいたい。

それで集約させるという考え方でのすまいるということであれば、これは悪い政策ではないのかなと思います。何でもかんでも抱えてしまって、その処理は将来世代に任せましょうというやり方ではなくて、しっかり今の議長の言うことはもっともで、ひらたない荘ばかりではなくて旅館もありますもんね、そういうところもちゃんと利活用しながら、あと病院はこれから新しくなって自分は総合病院との連携というものを強く推しています。そうなったときの居住スペース、そういう方々のお医者さんも含めて、そういう部分での使い道も当然あるでしょうし、いろんな方面からの考え方を入れて。ただ、やっぱり将来的に負担になるものというのは、今のうちにしっかりと処理してというやり方が自分は好ましいと思います。むしろ僕は昼からの教員住宅はいらないなと思っています。どうするのあれ。

○議長（千葉 隆君） 移住のやつは言ってないからね。移住の1階のやつは。

○委員長（安藤辰行君） 町営住宅、昼からまた。

○地域振興課長（野口義人君） 議長、地域振興課長。

○委員長（安藤辰行君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） どうしても今ご質問の中では熊石高校の公宅も触れなければいけないのかなということになるので、申し訳ございませんが、とりあえず今、道教委から特別にということで、熊石の小中学校の教職員だけについては入居を認めるということで、熊石高校廃止後の28年の4月から入居は続いてきたんですけれども、熊石高校の公宅の管理者が八雲高校の事務長のほうで管理しますということで、八雲地域にも相当数、物件があつて、熊石にも相当数、物件があつて、それでいけば八雲だけで管理するだけで目いっぱいということ、できれば手放したいという意向が道教委のほうから届いたところだったんです。

ですから道教委としては今、入居させている人をいきなり退去させることにはならないので、まずは今、入居している人が、たとえば4月1日の先生方の異動で引越しますというタイミングで、そのあとは申し訳ないけれども入居はさせないというのを打ち出されたものですから、一応うちの教職員にもアンケートを取った中では、どうしても鮎川地区にそのまま入居したいというのが大方占めたものですから、それであれば今、道教委さんのほうから、底地のほうは熊石の元々の土地だから無償で提供しますと。その代わり、建物については、まだ建物の価値があるので、実際に鑑定評価を行った中で金額を定めて安く払下げますということだったので、今回その打診に沿ったかたちで来年度の予算で取得するという予定で考えております。

実際に教職員に全部使えばいいんですけれども、やっぱり並行してお試し住宅として関係人口も増やさなければいけない部分があつたので、その一部についてはお試し住宅と。あと教職員の入居している物件については教職員というかたちで、あと戸建ての住宅3棟3戸あるんですが、そこについては熊石のほうで多少改修しても住みたいという需要の声が2、3件届いているのが実態なので、今回買った値段、イコールで一応入札を行って、高い方にはできれば売ろうかなと思っています。ただ、道教委のほうは直接売るということはできないので、間接的に町で買い取っていただいて、そこで購買してほしいという意向だったので、一応その道筋に沿った中で5年度に運用しようかなと思っています。

ただ、熊石高校の公宅も6年度の物件、7年度の物件ということで、今までうちの教職員住宅は40年代からの物件が相当数あつて、すべて解体して、残った物件を今7頭しかなくなりましたが有効活用している中でどうしても物件数が足りないという需要もあるので、今回、熊石高校の公宅を引き続き八雲町の管理の中で保有したいと思っていますので、一応その流れです。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 関口さん。

○委員（関口正博君） 事情も知らずに暴言を吐いてしまって申し訳ございません。

ただ、購買価格も安くなりますけど、同時に解体する費用もこれからどんどん上がってきますから。ですからそういうものをきっちり考えながら財産の取得を考えていただきたいなと思います。

○委員長（安藤辰行君） ほかに。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 大久保さん。

○委員（大久保建一君） 今までの議論を聞かせていただきましたが、この活用目的、どう考えても厳しいかなって、もうちょっと練り直しが必要と思うのと、あと現状どうなっているのか聞きたいんですけども、購入価格は標準価格になるの。

○地域振興課長（野口義人君） 議長、地域振興課長。

○委員長（安藤辰行君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） 今、参考当時の基準価格が載っていますが、これが最終的に今年3月に行われた競売の特別売却ということで、これが最終的な金額になってるんですね、その当時に入札方式としては、この8割の札を入れれば入札には参加ができるということだったので、来年度の予算では、それを目安として950万くらいで予算措置をして、実際に保有している北海道産銀行さんと交渉を進めて、できる限り安くしていきたいと。一応基準枠としては950万を予定しております。

○委員（大久保建一君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 大久保さん。

○委員（大久保建一君） そしてこの賃貸の地価ってというのはどれくらいになるの。

○地域振興課長（野口義人君） 議長、地域振興課長。

○委員長（安藤辰行君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） お二人の方で、元々熊石にお父さんがいた方を代々引き継いだ娘さん二人がおりまして、とりあえずうちの単価計算に当てはめて算定したところ、年間合わせて17万円、毎年17万円、固定資産税がありますから、熊石のほうはある程度下がったままの状態なので、17万を毎月払うということになると思います。この土地もできれば私も施設を抱える以上は底地もほしい部分で一応交渉したんですが、どうしても代々受け継いだ土地ということもあるので、娘さん二人についてはまだ売るタイミングではないと、できれば自分たちの土地として抱えてレンタルしたいという意向で今回、賃貸借というかたちの予算で進めています。

○委員（大久保建一君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 大久保さん。

○委員（大久保建一君） 今、現状で買う価格や借りる価格だとかはわかったんだけど、この事業項目に合わせて、新たに現状を見てないからわからないんだけど、このままのお金を払ってできるわけじゃないんでしょ。多分、これが事業項目に合わせた感じでの改修もお金がかかってくるんでしょ。そういうお金というのも事業としてここまで購入の話出てるんだから、そこまでの計画の予算は出てるんでしょ、きっと。その辺の金額はどうなってるんですか。

○地域振興課長（野口義人君） 議長、地域振興課長。

○委員長（安藤辰行君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） 申し訳ございません、すまいるの物件については、今年8月の末に、1回だけ内覧できるタイミングをいただいた中で、内覧は建設課の担当者を含めて見させていただきました。それで当時2年と4.5か月経過した中では雨漏りしている箇所等は一切なかったということでございます。それで水回りだけはどうしても確認できない部分があったので、5年度に取得した後に中に入って、実際に水回りを確認しなければ修繕箇所等は定められるのかなと思っています。

ただ、改修事業としては大方残っている備品等々も活用できますので、大げさな改修がない中で運用はできるのかなと思っていますし、まだ現在、私どもの施設ではないので、しっかりと中を見た中で改修がどこが必要だとか、そういう部分は完璧な私たちでは押さえていないのが実態ですので、ご了承していただければと思います。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 大久保さん。

○委員（大久保健一君） 水回りだとかなんだとか、そういう細かいのはいいんだけど、こういう間取り図のしつらえのままでの利用でやれるという考えの事業ということでいいのかな。

○地域振興課長（野口義人君） 議長、地域振興課長。

○委員長（安藤辰行君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） 今まで●●してきた物件でございますので、派手な生活祖いない限りは今のまで使える生活拠点場所になるのかなと思っております。

○委員（大久保健一君） わかりました。

○委員長（安藤辰行君） ほかにありませんか。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 倉地さん。

○委員（倉地清子君） 今の答弁であれって思ったんですけども、買うことを決めている感じになってるのに、中は見れないってことは、要は買いましたというふうになってから施設を見てやっぱり修繕が必要だったというのが出てくる可能性はありますよね。当然ありますよね。

○地域振興課長（野口義人君） 議長、地域振興課長。

○委員長（安藤辰行君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） 私、説明したとおり、やっぱり中を実際にしっかり見なければ、たとえば改修が必要だとか、たとえばこの間取りが若干変更が必要な場所は、必ず出てくると思っていますが、ただ、内覧を一回だけした中では大幅な改修や大規模な改修が必要だというレベルではなかったというのは把握しております。

○委員長（安藤辰行君） ほかにありませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（安藤辰行君） それではこの件につきましては、十分に検討していただくということで終わりたいと思います。ありがとうございました。

【地域振興課職員退室】

【商工観光労政課職員入室】

○委員長（安藤辰行君） 次は奨学金償還支援事業の廃止について、商工観光労政課から、席に着きましたら報告をお願いいたします。

○労政係長（渡辺直樹君） 委員長、労政係長。

○委員長（安藤辰行君） 労政係長。

○労政係長（渡辺直樹君） それでは、私から報告事項として、1 奨学金償還支援事業の廃止、担い手確保及び定住促進事業の一本化についてを説明させていただきます。



報告事項と記載された面をご覧ください。事業目的や内容について、改めてご説明させていただきます。事業目的が産業の担い手を確保するとともに、人材の町外流出を食い止めるため、高等教育機関を卒業後に、町内に居住及び就職するものへ、在学中に借り入れた奨学金の補助を行うとしております。また、支援内容については、2枚目にチラシを添付しておりますので、ご覧ください。

右側に記載しております、年間最大24万円、一人当たり月額2万円を上限として、5年間支援するもので、補助要件については、下に記載しておりますが、正規雇用者を対象、町内に住所を有し、3年以上継続して勤務する見込みがある方などを定めております。左側上段には、補助対象としている奨学金として、主に日本学生支援機構、八雲町教育委員会規則に定める奨学金を対象として運用してまいりました。

資料に戻っていただいて、次に認定実績をご覧ください。令和2年度については、目標件数20件に対し、申請件数3件、うち1件は取りやめとなっております。令和3年度は目標件数を10件にしましたが、申請件数は2件、令和4年度については、今日現在においても申請件数が0件となっております。この実績を受けての効果検証ですが、これまで目的でお話させていただきました、担い手確保及び定住促進を図るため、町広報誌や関係機関のホームページにおいて周知を図ってまいりました。しかし、目標件数の想定を大幅に下回っているということで、期待した効果が得られていない結果となっており、事業効果としては低いことが確認できる結果となっております。

これまで説明させていただいた内容から、商工観光労政課として、今後の方針をまとめさせていただきました。

(1) 奨学金償還支援事業の廃止、担い手確保及び定住促進事業の一本化として、①当初より、当該事業の実施にあたっては、3年を一区切りとしたあとに効果検証を行い、制度のあり方について検討をすることとして参りました。

今回、事業継続について検討した結果、先ほどお伝えしたとおり、事業効果が低いことから令和4年度をもって本事業を廃止することとする。②今年度の担い手確保、及び定住促進を目的とした事業として、U・Iターン就職奨励金事業を実施しており、今日現在も認定者数が35名となっております。償還支援事業と比較しても、一定程度の効果が得られていると判断することから、令和5年度からはU・Iターン就職奨励金事業に一本化を行います。

続きまして裏面をお願いいたします。最後になりますが、(2) 奨学金償還支援事業の廃止に伴う経過措置として、廃止前の認定者を保護するため、補助対象期間については、補助を継続する経過措置を行うことといたします。

以上、報告事項の奨学金償還支援事業の廃止、担い手確保及び定住促進の一本化について終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（安藤辰行君） ありがとうございます。

今、説明いただきましたが、何かありませんか。

○委員（関口正博君） 一点だけちょっといいですか。

○委員長（安藤辰行君） 関口さん。

○委員（関口正博君） これ奨学金をいただくということは進学した方々のUターン率ということになるのですが、やっぱり進学した方というのが八雲に戻ってくる確率が低いということの表れなんだろうか。裏を返せば。

○労政係長（渡辺直樹君） 委員長、労政係長。

○委員長（安藤辰行君） 労政係長。

○労政係長（渡辺直樹君） 今年度のU・Iターン就職奨励金事業を確認させていただきますと、新卒者で就職されている方が15名、そのうち5名が大学だったり専門学校の卒業者でもあります。その高卒の10名のうち8名が八雲高校の卒業生となっております。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 関口さん。

○委員（関口正博君） 一概にそういうことではなくてということなんですよね、そしたら。一定数戻ってきたいという方がいるということの表れであるということですよ。わかりました。ありがとうございます。

○委員長（安藤辰行君） ほかに。

○委員（三澤公雄君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 三澤さん。

○委員（三澤公雄君） このU・Iターンと奨学金支援事業はさ、金額ほぼ同じだったかい。それとこの事業、両方対象になっていたら、どっちかにしないといけないっていう立て付けだったっけ、どうだったっけ。

○労政係長（渡辺直樹君） 委員長、労政係長。

○委員長（安藤辰行君） 労政係長。

○労政係長（渡辺直樹君） まずU・Iターン就職奨励金の事業についてですが、正規雇用された方を対象に、1年目は現金で30万円、2年目は八雲商品券として20万円を交付することとしております。そして本奨学金償還支援事業ですが、先ほどもお伝えしたところだったんですけども、最大24万円を5年間支給するかたちとなっており、制度としては奨学金支援事業のほうが金額としては大きい事業になります。それと三澤委員からお話がありました、U・Iターンと就職奨励金の奨学金償還支援事業の併用なんですけど、こちらについては可能となっております。

○委員（三澤公雄君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 三澤さん。

○委員（三澤公雄君） 今、自分の記憶を確認して、それでその令和4年度U・Iターン事業の認定者が35名って、この35名もいるんだけど、奨学金を使わないでいた方々なのみんなこれ令和4年度0件でしょ。

○労政係長（渡辺直樹君） 委員長、労政係長。

○委員長（安藤辰行君） 労政係長。

○労政係長（渡辺直樹君） 事業の周知はさせていただいているんですが、申請がないということで奨学金を借りていないというふうに判断をしております。

○委員（三澤公雄君） 僕はそう考えるのが普通だと思うんですけども、今の僕の知っている範囲で、奨学金を使わないで進学を選んでいる層ってそんなにいないとほとんどの方が有効な奨学金制度を使っていると思っていたものだから、本当にいないのか、それともよっぽどこの奨学金の支援事業が周知されていないのかのどちらかだと思うんだけど、どうなのあまりにも周知されていないんじゃないかなと思うんだけど、その検証はどうなってるの。

○労政係長（渡辺直樹君） 委員長、労政係長。

○委員長（安藤辰行君） 労政係長。

○労政係長（渡辺直樹君） 今回の奨学金償還支援事業については、日本奨学金支援機構の奨学金と八雲町の教育委員会が実施している奨学金を対象としております。大学進学している方が、日本奨学金支援機構の奨学金だけではなくて、たとえば政策金融公庫の教育ローンだとかを借りている可能性もありまして、そちらのほうは今回の制度の対象になっていませんから、そういったことで申請がないのかなというふうに判断しております。以上です。

○委員（三澤公雄君） わかりました。

○委員長（安藤辰行君） ほかにありませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（安藤辰行君） ないようですので、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

#### 【商工観光労政課職員退室】

#### 【総務課職員入室】

○委員長（安藤辰行君） それでは最後の個人情報の保護に関する法律の改正に伴う対応について、総務課からよろしくお願いいたします。

○総務課長（竹内友身君） 委員長、総務課長。

○委員長（安藤辰行君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 個人情報の保護に関する部分ですけれども、国のほうの法律が変わりまして、町のほうの条例も直さなければならないということがあります。条例改正案については3月の定例会で上程させていただくように準備したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。内容については、総務係長から説明させていただきます。

○総務係長（手塚秀峰君） 委員長、総務課長。

○委員長（安藤辰行君） 総務係長。

○総務係長（手塚秀峰君） それでは私からお手元の資料に基づき、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う対応についてご説明いたします。

2 ページ目をお開き願います。個人情報保護制度の見直しの一つ目になります。デジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立を図るため、3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールが規定されます。

また、この制度の全体の所管が、個人情報保護委員会に一元化されます。太枠の中に記載しておりますとおり、これまで国の行政機関は行政機関個人情報保護法、独立行政法人等は独立行政法人等個人情報保護法、民間事業者は個人情報保護法、地方公共団体等は個人情報保護条例の規定に基づいて運用されてきました。このようにそれぞれの法律や条例による制度運用が行われてきましたが、個人情報の定義や権限、ルールがバラバラであるということが問題となっておりました。見直し後は、個人情報保護に関する法律に一本化されまして、同じルールに基づいて運用されるということになります。

次に二つ目ですが、国公立の病院や大学は、原則民間の病院や大学と同等の規律が適用されるとなっております。

三つ目になります。学術研究に係る適用除外規定について、一律に除外するのではなく、義務ごとの例外規定として精緻化されます。

四つ目として、行政機関等で匿名加工情報の取り扱いに関する規律が明確化されます。

4 ページ目をお開き願います。それでは現行の条例はどうするのかというところですが、改正法の施行に伴い条例に基づく運用というものから、法に基づく運用というものに移行となります。現行の八雲町個人情報保護条例は廃止いたします。廃止する理由として、現行条例では法律に委任規定が置かれていないもの、たとえば条例では個人情報の取得は原則本人からの取得とする規定が置かれていますが改正法には本人からの取得を原則とする規定は置かれておりません。このように現行条例には条例で定めることが認められていない規定が多く含まれておりますので、一部改正では対応が難しいため廃止するものです。

一方で、開示請求に関する手数料や審査会への諮問といった事項については、条例で定めることが許容されているものがありますので、これらについて規定するため、新たに八雲町個人情報保護に関する法律施行条例を制定いたします。

また、現行条例には個人情報保護審査会に関する規定も含まれておりますので、審査会に関する部分についても新たに八雲町個人情報保護審査会条例として制定するものです。

6 ページ目をお開き願います。制定する法律施行条例では、何を定めるのかというところですが、全国共通のルールに基づく運用となりますので、地方公共団体が独自に規定できるものは多くありません。一つ目として条例で定めることが必要となるものを記載しております。

①開示請求に係る手数料ですが、法の第 89 条第 2 項で、開示請求をするものは条例で定める額の手数を納めなければならないとされております。現行条例や情報公開条例との整合性から開示請求を行う際の手数を、これまでと同様に無料として定めます。また、コピー代や郵送料の費用についてもこれまでと同様に実費徴収するという内容となります。

②は行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料ですが、この匿名加工情報に関する事項は都道府県と政令指定都市にのみ義務付けられておりますので、当町では今回の導入を見送ることといたします。

(2) になります。条例で定めることが許容されるものを記載しております。①条例要配慮個人情報については、改正法と現行条例で定める範囲に大きな違いが見られないため、条例では規定いたしません。

7 ページ目をお開き願います。②個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成及び公表というところですが、現行条例で運用しております、個人情報取扱事務登録簿というものが、この個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿ということになります。この登録簿から改正法で規定する個人情報ファイル簿に運用を移行しますので、このファイル簿以外の帳簿については、運用を廃止いたします。

③の開示請求における不開示情報の範囲については、改正法と現行条例、情報公開条例に定める不開示事由に違いがないため、条例では規定いたしません。

④開示請求等の手続きについてですが、表に記載のとおり、開示決定等の期限において現行条例では請求から 15 日以内に開示等の決定をすることというふうになっておりますが、改正法では 30 日以内というふうになっておりまして、これ違いが生じております。なお、訂正請求に対する決定については、どちらも 30 日以内に決定というふうになっておりますので、その部分については違いは生じておりません。

8 ページになります。法律の規定よりも短縮した期限を条例で定めるということは認められておりますので、現行条例と同様の運用を図るため、開示決定等の期限を法律より短い15 日以内というふうにして条例で規定いたします。

⑤審査会等への諮問についてですが、改正法では審査会等への諮問は条例で定めるところにより、個人情報の適正な取り扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認める場合とされております。

改正法の趣旨としては、個別の事案の判断について審査会等への諮問を行うことは法律の規律と解釈の一元化という趣旨に反するというもので、個人情報の取得・利用・提供等について、審査会等への諮問を要件とする条例を定めてはならないとされております。このことから審査請求以外で諮問することができるものとして、条例の改廃や個人情報の安全管理措置に関する基準などを定める場合で、意見を聞くことが特に必要と認められる場合について条例で規定いたします。

(3) その他関係条例の一部改正となります。現行条例の廃止に伴い、他の条例で引用している条項の改正などを行います。

10 ページ目をお開き願います。続いて審査会条例では何を定めるのかというところですが、現行条例では審査請求があった場合に、条例の規定により設置される審査会に諮問することとされていますが、改正法では行政不服審査法に基づく機関に諮問すべきこととされました。

これに伴い、審査会を行政不服審査法に基づき設置する機関として位置付けるための規定や審査会の組織、運営に関する必要な事項を新条例で定めます。

審査会の組織体制などは現行条例と同様の規定で定めるほか、今後は審査請求に係る調査審議については行政不服審査法に基づき進められるということになります。

4 の施行年月日ですが、制定する二つの条例は改正法の施行年月日と同日の令和5年4月1日とし、条例案は3月の定例会に上程いたしますので、よろしく願いいたします。

今回の資料には記載しておりませんが、これまでの運用と異なるものとして、現行条例では職員に対する罰則規定がありませんでした。改正法には罰則規定が設けられておりますので、職員に適用されるということになります。具体的には職員または職員だったものが正当な理由がないのに個人情報ファイルを提供してしまった場合、こういう場合は2年以下の懲役または100万円以下の罰金となります。また、職員が業務で知り得た個人情報、これを自分又は第三者に不正な利益を図る目的で提供したとき、これは1年以下の懲役または50万円以下の罰金という罰則規定が適用されるということになります。

これまで現行条例の廃止や二つの新条例の制定について、その概要を説明いたしました。基本的には法律に基づく運用となりますので、これまでの運用と大きく変わるものではないです。個人情報の取り扱いがバラバラであった制度を統一して、同じルールで運用して、個人の権利利益の保護を行う一方で、デジタル化への対応やビッグデータの活用を行うため、個人情報を過度に保護するものではなくて、個人が特定できないような加工を施すなどをしてデータの●●を図るとというのが今回の法改正であると思っております。職員に対しては、引き続き実例などを含めた個人情報に関する研修会を開催して、適切な事務遂行を図っていきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、私からの説明といたします。よろしく願いいたします。

○委員長（安藤辰行君） ありがとうございます。今説明がありましたが、何か質問はありませんか。

○委員（三澤公雄君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 三澤さん。

○委員（三澤公雄君） 一点質問しようと思ったんだけど、後段を聞いてたら二点になっちゃったんだけど、まずは6ページの開示請求に係る手数料なんですけど、コピー代や云々の要する費用については実費徴収でこれまでと変更ありませんと、僕も情報開示何度かして覚悟してやっているのとお金がかかるのは仕方ないと思ってやっただけなんですけど、1枚10円でコピーね。請求されるの。本当に役場のコピーって1枚10円もかかるのってちょっと思ってたんだけど、これを機会に聞きたいんだけど、本当に実費徴収で1枚10円でいいの。

○総務係長（手塚秀峰君） 委員長、総務課長。

○委員長（安藤辰行君） 総務係長。

○総務係長（手塚秀峰君） 今、この個人情報の規則で決められている規格なんですけれども、これがB5からA3モノクロ1枚20円、それでB5からB4カラー1枚50円、A3カラー1枚100円という規則に規定されている金額を徴収しています。

○委員（三澤公雄君） だよ、だから規則でそう決まっているから請求されていると思うんだけど、ここに実費徴収って書いてるから違うんじゃないかなと思って聞いてたんです。だからそれなら、ここはコピー代とかは実費徴収ではなくて決められた金額で書き方になるのかなって。

それともう一点、懲罰で話をされたんですが、これは昔からよくよく言われてるんですけど、スナックで働いている女性なんかが、役場の人は誰にも私、ママにしか言ってないんだけど、シングルマザーということが会話の中で指摘されるだとか、いわゆるあまり人に知られたくないお話を、役場の人からはぼんぼん言われると。これは実際にあるかどうかかわからないけれども、これなんかは処罰の対象になるの。

○総務係長（手塚秀峰君） 委員長、総務課長。

○委員長（安藤辰行君） 総務係長。

○総務係長（手塚秀峰君） 事実確認ができればなると思います。個人情報の流出なので。

○委員長（安藤辰行君） よろしいですか。

○委員（三澤公雄君） はい。

○委員長（安藤辰行君） ほかにありませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（安藤辰行君） それではこれで終わります。

#### 【総務課職員退室】

#### ◎ その他

○委員長（安藤辰行君） 以上で終わりましたが、そのほか。

○議会事務局次長（成田真介君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 次長。

○議会事務局次長（成田真介君） 次回の常任委員会の開催ですけれども、年明けに臨時会が予定されておりました、臨時会が1月13日金曜日ということで、常任委員会はそのあとに開催ということで予定をしております。

○委員長（安藤辰行君） 昼からってこと。

○議会事務局次長（成田真介君） 終わり次第ということで。

○委員長（安藤辰行君） ほかにありませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（安藤辰行君） ないようですのでこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

〔閉会 午前12時26分〕